

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が実施する感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会が交付する支援金の対象者は、次に掲げる事項の全てを満たす事業者をいう。

- （1）飲食店の店舗が広島県内に所在していること。
- （2）飲食店（食品衛生法第52条に基づく飲食店営業許可（「1類」又は「3類」）又は食品衛生法第52条に基づく喫茶店営業許可（1類）を受けている店舗をいう。以下同じ。）で、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。

※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が飲食店営業許可「1類」若しくは「3類」又は喫茶店営業許可「1類」であれば、対象となる。

令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。

- （3）「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」若しくは「要請前に20時から5時までの間に営業を行っている飲食店（閉店時間が20時を超えていること。）」
- （4）「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

※1 「要請」とは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9号に基づき、広島県知事が令和3年6月2日から令和3年6月20日までの期間に広島県内に所在する飲食店に対し、営業時間短縮等を要請することをいう。以下、同じ。

※2 要請前の閉店時間が20時を超え、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店や要請前の閉店時間が20時までの閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店も対象となる。

(支給要件)

第3条 (一社) 広島県生活衛生同業組合連合会が交付する支援金の支給要件は、次に掲げるとおりとする。また、店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額となる。

期間(令和3年6月2日から令和3年6月20日)の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件。

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となる。
- ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となる。

※1 休業又は時間短縮のいずれの場合も、6月2日午前0時が要請開始時間となる。

※2 1日でも20時を超えて営業を行った場合には、支給対象外。

※3 要請前の閉店時間が20時を超え、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、対象となる(休業した場合でも、時短の金額で計算)。

※4 要請前の閉店時間が20時までの閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短の場合は対象外)となる。

(交付額等)

第4条 支援金の対象店舗区分及び交付額は、次に掲げる額とする。

1日当たりの交付額×19日

なお、1日当たりの交付額は売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかで算出する。

詳細については、別表2-1及び別表2-2のとおりとする。

6月2日～6月20日(19日間)

【中小企業】	
時短	3.0～9.0万円/日
休業	3.5～9.5万円/日

6月2日～6月20日(19日間)

【大企業】	
時短	最大19万円/日
休業	最大19.5万円/日

※1 中小企業は、飲食業については、資本金等の額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

※2 要請前の閉店時間が20時を超え、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、休業した場合でも、時短の金額で計算する。

※3 要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備の提供をしている飲食店は、休業した場合のみ対象（時短の場合は対象外。）となる。

（交付申請）

第5条 交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）申請書及びその他必要書類を添付し、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会に提出するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

（1）広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付の決定及び額の確定等）

第6条 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。

2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては、口座振り込みをもって交付の通知とし、支援金を不交付とする場合にあっては、別記様式第2号により、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会は第5条の交付申請をした申請者に対し通知する。

（実績報告）

第7条 実績報告書（別記様式第1号）は、第5条の規定による交付申請書の提出と兼ねるものとし、事業の成果を記載し、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が定める書類を添えて報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく（一社）広島県生活衛生同業組合連合会の指示等に違反した場合
 - (2) 申請者が、虚偽の申請等の不正や、その他（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
 - (3) 申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
 - (4) 申請者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (5) その他（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が必要と認める場合
- 2 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、前項の返還を命ずる場合であって、悪質と認めるときは返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、違約金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（立入検査等）

- 第9条 （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

- 第10条 事業者は、支援金に係る証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

- 第11条 支援金の交付に関するその他の必要な事項は、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年6月2日から適用する。

令和3年度第2期

中小企業(個人事業主)

支援金の計算書

店舗番号

店舗名(屋号)

1 売上高方式

次の計算式により、申請額を確定してください。

申請額等を必ずご確認のうえ、該当箇所を選択してください。

(1) 緊急事態措置期間(6/2~6/20)

令和元年又は令和2年 6月の売上高	÷ 30 × 0.4 (千円単位で切り上げ) =	令和元年又は令和2年6月の 1日当たりの売上単価
①		③
基準額		
③'		
(下限4万円, 上限10万円)		

【緊急事態措置期間(6/2~6/20)】

1つ選択	6/2~6/20 の取組内容	申請額			
<input type="checkbox"/>	休業	③'	- 5,000	×	19日 =
<input type="checkbox"/>	時間短縮	③'	- 10,000	×	19日 =
<input type="checkbox"/>	1日でも協力なし				=

申請額

令和 3 年度 第 2 期

大企業

支援金の計算書

店舗番号

店舗名(屋号)

2 売上高減少額方式 (主に大企業用)

中小企業も選択可

次の計算式により、申請額を確定してください。

申請額等を必ずご確認のうえ、該当箇所を選択してください。

(1) 緊急事態措置期間 (6/2~6/20)

令和元年又は令和2年 6月の売上高		÷ 30 × 0.4 (千円単位で切り上げ)	=	令和元年又は令和2年6月の 1日当たりの売上単価	
①				②	
				②'	(下限0, 上限20万円)
令和元年又は令和2年の 6月の売上高		-	=	売上高減少額	
①				④	
				③	令和3年の 6月の売上高
		④ ÷ 30 × 0.4 (千円単位で切り上げ)	=	売上高減少単価	
				⑤	
				⑤'	(下限0, 上限20万円)
				基準額	
				⑥	(②' または ⑤' いずれか低い額)

【緊急事態措置期間 (6/2~6/20)】

1つ選択	6/2~6/20の 取組内容	申請額		
<input type="checkbox"/>	休業	⑥	- 5,000 ×	19日 =
<input type="checkbox"/>	時間短縮	⑥	- 10,000 ×	19日 =
<input type="checkbox"/>	1日でも協力なし			=

申請額

要請期間：6/2～6/20

令和3年度第2期
申請締切日 7/20

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）申請書

一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会会長 様
広島県からの営業時間短縮等の要請に基づき、次のとおり取り組んだため、
感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）を申請し、請求します。
なお、記入した事項については、事実と相違ありません。

《事務局使用欄》

提出日 令和 3 年 月 日

1 申請者の情報（法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。）

申請者名	法人	フリガナ											
		名称											
		法人番号											(13桁)
		住所	〒 -										
	常時雇用する 従業員数		人	資本金又は 出資金		円							
	個人	フリガナ											
		名称											
		住所	〒 -										
常時雇用する 従業員数			人										
担当者	フリガナ												
	名称												
	連絡先	電話番号：	-	-								メールアドレス：	@

※連絡先の電話番号は、午前9時から午後5時に繋がる電話番号を記入してください。

2 振込先情報

金融機関名		金融機関コード					(4桁)
本・支店名		支店コード					(3桁)
預金種別	1:普通 2:当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号					(7桁)
フリガナ							
口座名義人							

※必ず申請者名義の口座を指定してください。

(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)

3 申請額等

申請店舗数	店
申請額	円

※ ウラ面につづく

※ 要請に協力した広島県内のすべての店舗を記入してください。）

申請者名

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）申請書（ウラ面）

申請店舗集計表

店舗番号	要請に協力した広島県内の店舗名(屋号)	店舗ごとの申請額
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
18		円
19		円
20		円
申請額(合計)		円

※ 申請店舗の記入欄が足りない場合は、別途、一覧表を作成の上、提出してください。

別記様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日
号

（申請者の住所，名称，氏名等） 様

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会

不交付決定通知書

申請のありました広島県感染拡大防止協力支援金については，広島県感染拡大防止協力支援金（令和3年度第2期）交付要綱第6条の規定により，交付しないことに決定しましたので，通知します。